

山口県議会委員会条例

制定	昭和31年9月29日
改正	(略)
	平成19年3月13日
	平成20年3月18日
	平成21年3月17日
	平成24年3月21日
	平成25年3月19日
	平成27年3月17日
	平成28年3月15日
	令和5年3月14日
	令和7年3月18日

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務企画委員会 8人

総務部(教育に関する事項を除く。)及び総合企画部並びに会計管理者(決算に関する事項を除く。)の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

環境福祉委員会 8人

環境生活部及び健康福祉部の所管に属する事項

産業観光委員会 8人

産業労働部、観光スポーツ文化部及び労働委員会の所管に属する事項

農林水産委員会 8人

農林水産部の所管に属する事項

土木建築委員会 7人

土木建築部及び企業局の所管に属する事項

文教警察委員会 8人

教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項並びに総務部所管の教育に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置等)

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員の定数は、13人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員の任期について準用する。

(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第5条 常任委員及び特別委員は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで指名することができる。

2 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。

3 議会運営委員は、議長が各会派からの推薦に基づいて指名する。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該常任委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長は、会議に諮らないで変更することができる。

5 第3条(常任委員の任期)第2項の規定は、前項の規定により所属を変更した常任委員の任期について準用する。

(委員の各会派割当て)

第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、各会派(議会運営委員にあつては、所属議員が4人以上の各会派)の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てるものとする。ただし、議会運営委員及び特別委員については、特別の事情があるときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第11条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第12条 議会運営委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(出席の特例)

第13条の2 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延を防止する必要がある場合、大規模な災害が発生した場合その他非常事態が発生した場

合において、委員長が委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、当該委員を当該場所以外の場所から委員会に参加させることができる。この場合において、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

2 委員は、前項の方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の方法による委員会への参加について必要な事項は、議長が定める。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わるができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第20条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、

又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と委員会又は委員長に対して行われる通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条の2 委員会が、参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第25条(公述人の発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書等による意見の陳述)の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

（会議規則との関係）

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。
付 則

- 1 この条例は、昭和31年9月29日から施行する。
- 2 山口県議会常任委員会及び特別委員会条例(昭和29年7月条例第44号)は、これを廃止する。
- 3 この条例施行とともに、前項の条例に基いて選任された各委員会の委員は、解任されたものとする。

付 則(昭和31年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年11月1日から適用する。

付 則(昭和33年条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に在任する常任委員は、この条例施行の日に解任されたものとする。

付 則(昭和34年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和36年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年条例第35号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第28号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第5号)

この条例は、昭和58年4月30日から施行する。

附 則(昭和62年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に選任される議会運営委員の任期は、改正後の山口県議会委員会条例第3条の2第3項において準用する同条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成5年5月8日までとする。

(山口県実費弁償条例の一部改正)

- 3 山口県実費弁償条例(昭和31年山口県条例第22号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成8年条例第17号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第19号)

この条例は、平成11年4月30日から施行する。

附 則(平成12年条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第34号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第57号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第32号)

この条例は、平成19年4月30日から施行する。ただし、第2条総務企画委員会に関する部分の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の山口県議会委員会条例第2条に規定する総務企画委員会、厚生委員会及び商工労働委員会は、改正後の山口県議会委員会条例第2条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規

定する総務政策委員会、環境福祉委員会又は地域商工委員会の委員が選任されるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成24年条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定及び第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例第2条に規定する総務政策委員会又は地域商工委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項ただし書の規定により、改正後の条例第2条に規定する総務企画委員会又は商工労働委員会(以下「新委員会」という。)の委員として指名されたものとみなす。
- 3 前項の規定により新委員会の委員として指名されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年5月11日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第7条第2項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

附 則(平成27年条例第30号)

この条例は、平成27年4月30日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する商工労働委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項ただし書の規定により、改正後の条例第2条に規定する商工観光委員会(以下「新委員会」という。)の委員として指名されたものとみなす。
- 3 前項の規定により新委員会の委員として指名されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年5月12日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第7条第2項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(令和5年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する商工観光委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項ただし書の規定により、改正後の条例第2条に規定する産業観光委員会(以下「新委員会」という。)の委員として指名されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第7条第2項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(令和7年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。